

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第117回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年11月19日（金）14時00分～15時10分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、  
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、山下 東子

（以上7名）

（2）総務省

木村事業政策課長、川野料金サービス課長、  
寺本料金サービス課企画官、片桐消費者行政第一課長、  
河合料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐、  
瀬島料金サービス課課長補佐、田中料金サービス課課長補佐、  
永井料金サービス課課長補佐

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

【諮問第3141号】

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について

【諮問第3144号】

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3145号】

ウ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

【諮問第3146号】

## 開 会

○三友部会長 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第117回を開催いたします。

本日はウェブ会議を開催しておりまして、現時点では委員8名中6名ということですが、7名になる予定でございます。7名の委員が出席予定でございますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、名を挙げてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

## 議 題

### (1) 答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3141号】

○三友部会長 それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項3件でございます。

初めに、諮問第3141号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について審議いたします。

本件は、本年9月24日開催の当部会におきまして、総務大臣からの諮問を受け、当部会において審議を行い、9月25日から10月25日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、内容につきまして総務省から説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。資料117-1に従いまして、御説明をさせていただきます。

先ほど御紹介がありましたとおり、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可についてでございます。

4ページ以降、9月24日に諮問させていただいたときの申請概要をつけてございます。今回は答申ですので、こちらについて簡単に振り返りを含めて御説明をさせていただきます。

まず、4ページをおめくりください。こちらは9月14日、基礎的電気通信役務支援機関の一般社団法人電気通信事業者協会から申請があったものでございます。

ページをおめくりいただきまして、5ページでございます。交付金の額としましては、まず補填対象額として67.8億円とのことで、来年度についてはこのような計算がなされているものでございます。

6ページを御覧ください。各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定としましては、それぞれの補填対象額から各適格電気通信事業者の算定自己負担額を引いたものが、それぞれの事業者に対する交付金の額になるものでございます。

6ページ以降は、交付方法について記載されているものでございますので省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして9ページ、負担金の額でございます。こちらは負担対象事業者が負担する金額でございますけれども、こちらについては番号単価掛ける電気通信番号数とのことで、それぞれの月について考え方を示しているものでございます。

具体的な負担金の額の算定方法につきましては、前回御説明したとおりでございますので省略させていただきます。

20ページの横長の表を御覧いただければと思います。補填対象額と番号単価の表で簡単に御説明をさせていただきます。まず補填対象額としましては、NTT東日本で40億円、NTT西日本で27.7億円との数字がございまして、合計で67.8億円でございます。こちらは一般社団法人電気通信事業者協会の給料に当たるようなものでございますが、支援業務費を加えまして、予測前年度過不足額が15億円ほどございますので、それを差し引く形で計算します。それを来年度の予測番号数で割りますと、来年は1.77・・・円とのことで、番号単価としては2円を予定してございます。

次のページ以降は、申請書をもう少し分かりやすく説明させていただいた資料でござ

います。

具体的に今回のパブリックコメントの結果について御説明をさせていただきます。2ページにお戻りいただけますでしょうか。先ほど御紹介がございましたとおり、9月25日から10月25日までパブリックコメントに付しておりまして、個人から1件の意見があったものでございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。具体的な意見の内容としましては、交付金の額及び交付方法の認可申請書、負担金の額及び徴収方法の認可申請書については、複雑な数式を使っているとの御意見を頂戴したところでございます。

考え方としましては、「交付金の額及び負担金の額は、認可申請の対象である来年度の電気通信番号数が申請時においては確定しないため、それぞれの額の計算方法について申請されたものと理解しています。これについては、意見募集にあたり総務省が作成した申請概要の中で、計算方法について文章による説明を記載するなど、申請内容の理解促進に努めているものと承知しています。引き続きこのような理解促進に努めていくことが望ましいと考えます」、このような考え方の案を作らせていただきました。

元にお戻りいただきまして、1ページ目でございます。こちらの答申書案も作成させていただきました。答申書案としましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの案を作成させていただきました。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に御意見がないようでしたらば、諮問第3141号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 どうもありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 ありがとうございました。

○三友部会長 ありがとうございました。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3144号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第3144号、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について、こちらについても総務省から説明をお願いいたします。

○相良料金サービス課課長補佐 総務省でございます。御説明をさせていただきます。資料117-2をお開きいただければと思います。

今、御紹介にあずかりました電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について、諮問第3144号でございます。1ページ目が目次となっております、次のページに進んでいただければと思います。

2ページ目が諮問書となっております。こちらに記載のとおり、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行前に締結された同法による改正後の電気通信事業法第27条の3第2項第2号に適合しない移動電気通信役務の提供に関する契約の早期解消を図るため、今回、省令改正についてお諮りをするものでございます。

この電気通信事業法第27条の3という規律につきましても、令和元年に、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正を図る観点から、今申し上げた改正法で導入しまして、細目は当部会で御審議いただいた施行規則で定め、この2年間執行を図ってまいりました。

この点、今申し上げた改正法施行前に締結された現行法に適合しない契約、いわゆる既往契約が一定程度残存しているところでございます。今般、そうしたところにつきまして、有識者会合でいただいた提言等も踏まえまして、総務省としてその早期解消に向けた方針を立てて、それに基づき、所要の制度整備について、今回お諮りをするものでございます。

では、順を追って説明させていただければと思います。資料をお進みいただきまして、次のページから横書きのスライドがございます。さらにもう1ページお進みいただければと思います。右肩1ページでございます。こちらから、まず制度の現状等を御説明させていただきます。

御案内のとおり、資料中の上にある電気通信事業法第27条の3の規律のところでご

ざいまして、改正法では一定の規律を導入して以下を約することを禁止してございます。具体的には、その小さい線のとおり、まず端末購入を条件とする通信料金の割引等につきましては、通信料金と端末代金の完全分離という観点から、またその下の契約の解除を不当に妨げる提供条件、例えば違約金9,500円等といったところは行き過ぎた囲い込みの是正という観点から、これを禁止しているところでございます。規律を導入した改正法の施行日、令和元年10月1日以降の契約については、こうした規律に適合した条件の適合契約である必要があるというのが大前提となります。

他方、下に「既往契約の『更新』に係る特例」と書いてございます。いわゆる改正法施行前に約された既往契約につきましては、施行後の最初の更新の際に適合契約に移行することが原則と考えてございますけれども、そうした移行が不利となるおそれのある利用者が存在することにも鑑みまして、当分の間の経過措置といたしまして、こうした既往契約について不適合な拘束条件、囲い込みの要件につきましては再度そのままの形で更新することを特例として認めているところでございます。

その下に括弧で書いておりますけれども、不適合な利益提供等、端末購入条件の通信料金割引等につきましては、こうした特例による更新は認めていないところでございます。

こうした更新を認めているところの裏側としまして、この下の矢印のとおり、更新が繰り返されることにより、既往契約が永続的に残ってしまう可能性があるという点が挙げられるかと思っております。

1 ページお進みいただければと思います。右肩2 ページでございます。

上に「既往契約の『変更』の原則禁止」と書いてございます。既往契約につきましては、事業者による潜脱行為を防止する観点から、適合契約への移行、つまり、不適合部分を全て直す変更を除きまして、原則として変更は認めていないところでございます。

例外的に、これも利用者保護の観点から、また当分の間の経過措置としてこの囲い込み、不適合拘束条件に係る規律につきましては、利用者からの申出により行う変更の際には適用しない特例を設けているところでございます。

一方、その下でございます。「既往契約（不適合拘束条件）の種類」と書いてございますけれども、不適切な囲い込みの要件は、利用者にとって不利なものも、有利なものもあるかと思っております。例えば利用者に不利な提供条件、違約金9,500円、契約期間4年等につきましては、解消しても利用者に不利益はない、解消すれば利用者に利益と

なる側面があろうかと思えます。

一方で、下の利用者に有利な提供条件、例えば継続利用割引につきましては、これもまた一定の上限を定めております。こうしたところは解消すると利用者にとって不利益となる場合もあろうかと存じます。

であれば下の矢印のとおり、利用者に不利な条件だけ解消してはどうかとの御指摘もあろうかと思えますけれども、上で申し上げたとおり変更を原則禁止している観点から、利用者に不利な提供条件のみを解消するような変更も現状は認められていないところでございます。

1 ページお進みいただければと思えます。こちらは関係条文でございます。さらに1 ページお進みいただきまして、右肩4 ページを御覧いただければと思えます。こちらが、こんな制度の現状がありつつ、施行から2年でどれほど既往契約の解消が進んできたかをお示しするものでございます。

上段が不適合利益提供等、例えば端末購入条件の通信料金の割引ですとか、いわゆる旧端末購入プログラム、回線契約継続を条件として端末代金の残債免除を行うものがございます。下段が不適合拘束条件、違約金が9,500円等、上限の1,000円を超えるものが残っている契約の残存数でございます。

上の不適合利益提供等につきましては、通信料金の割引は相当程度減少しているところでございますけれども、旧端末購入プログラム、回線契約継続条件の端末代金の割賦代金の残債免除のところはKDDI、ソフトバンクの2社でいまだ6割弱残っているところとなっております。

下は囲い込みの要件が残っているものでございます。こちらも右肩下がりに推移してございますけれども、施行から2年経って、残り4割弱となっております。

1 ページお進みいただければと思えます。右肩5 ページでございます。こうした既往契約の状況につきましては、改正法で講じた措置の効果を評価・検証する、電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するワーキンググループでも御議論いただけてきたところでございます。そのワーキンググループで本年取りまとめられた報告書2021におきまして、改正法の施行から2年を迎えることを踏まえ、こうした既往契約の解消について出口を検討する時期に来ていること、また、大手3社がこうした囲い込み効果の高い既往契約を抱えたまま顧客獲得を争うことは決して対等とは言えず、公正な競争環境整備の観点からも早期解消を図るべきとの提言をいただいたところでござ



います。

そちらを踏まえまして、総務省としまして、まさに既往契約の種類、また解消の進捗状況、囲い込みの効果の程度、そして利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向けて、以下の方針でスケジュールを主に3つ立てて進めていきたいと考えているところでございます。

[1]としてお書きしておりますのが、以前より指摘されてきた既往契約の早急な解消でございます。「具体的には」のところ、まずNTTドコモの「違約金留保」と書いてございますが、こちらはNTTドコモにおいては違約金9,500円がついている既往契約から適合契約に移行する際、例えば元の既往契約の契約期間が6か月残っていたとして、適合契約に移行した後、その6か月以内に解約する場合、元の既往契約に基づく9,500円が違約金として発生するといった形を取ってございました。ここは施行当時から分かりづらいという指摘を受けてきたところでございます。

また、KDDI、ソフトバンクの、先ほど申し上げた旧端末購入プログラムにつきましても、回線契約継続を条件としていまして、囲い込み効果が高いことが当時から指摘があったところでございます。こうしたところについては、早急に解消する必要があると考えているところでございます。

また、[2]でございます。既往契約全体の最終的な解消時期を、政策目標として、いつに設定するかにつきましては、解消の進捗状況、利用者への影響を踏まえまして、我々として一定のゴールを考えたところでございます。後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

そして[3]です。[2]の解消時期の目標を定めた上で、それまでの間に改正法の趣旨に沿った環境、行き過ぎた囲い込みが是正されて公正な競争が働く環境をどうつくっていくか、それにどう近づけていくかという観点から、何らかの措置をするべきではないかと考えているところでございます。今回の省令改正は主にこの[2]、[3]の関係となります。

では、お進みいただければと思います。右肩6ページでございます。

まず[1]としてお示しをいたしましたところにつきましては、携帯大手3社に対して要請をいたしております。それぞれ指摘されてきた事項について速やかな撤廃の検討を要請したところでございます。

結果、各社とも解消済み、または解消予定となっております。下の表を御覧いただ

ければと思いますが、2段構成として、上が要請事項としております。NTTドコモに対しましては違約金の留保の撤廃を要請しまして、これは本年10月1日に撤廃済みとなっております。またKDDI、ソフトバンクにつきましては、旧端末購入プログラムの回線契約継続条件の撤廃を要請しまして、両社とも来年3月末、年度内めどで解消予定と回答を受けているところでございます。

その下の自主的な対応のところでございます。NTTドコモにおきましては、この違約金留保の撤廃と併せまして、全ての契約の違約金も取らない運用を本年10月1日から始めてございます。また、KDDI、ソフトバンクにおきましても、それぞれ、全ての契約の違約金について、年度内目途で撤廃予定、または来年2月に撤廃予定との回答を受けております。

ということで申し上げましたとおり、以前から指摘されてきた事項につきましては解消済み、または解消予定、それと併せて各社全ての契約の違約金を撤廃済み、または撤廃予定となっているところでございます。

では、1ページお進みいただければと思います。右肩7ページでございます。

こちらが既往契約の不適合拘束条件の解消時期の設定でございます。まず上の対応方針、青見出しのとおり、不適合利益提供等、例えば端末購入条件の通信料金割引につきましては、囲い込みの要件のように更新は認めておりませんので、令和5年9月末までには自然解消のめどが立っているところでございます。

一方で(2)不適合拘束条件につきましては、特例による更新を認めております関係で、何も対応を行わなければこれは永続的に残る可能性があるところ、矢印のとおり、これまでの解消の進捗を踏まえて解消時期を設定する、具体的にはその解消時期、政策目標としまして、令和5年末を考えているところでございます。

下の矢羽がその理由を挙げているものでして、先ほど御覧いただいたグラフのとおり、改正法施行から2年が経過しまして、こうした不適合拘束条件の残存割合は4割弱まで来てございます。ということで、さらに2年以上が経過する令和5年末の時点では、相当程度解消が見込まれるといった状況にあると考えております。

その下でございます。令和2年1月1日の改正法完全施行と書いてございますけれども、スマートフォン以外のタブレット等々向けのサービスにつきましては、令和2年1月からの適用となっております。そうしますと令和5年末で、ここから丸4年を迎えることとなるかと存じます。そうしますと下の矢羽のとおり、利用者にとっては改正

法施行後、少なくとも2年契約であれば2回、4年契約でも1回の更新機会が与えられるというところについても配慮しまして、この令和5年末の時期を考えているものでございます。

その下の矢印にお書きしておりますけれども、この解消時期、令和5年末は、政策目標と書いておりますとおり、制度上は、それ以降更新が不可となるスタート地点と考えてございます。しかしながら、そういった目標を掲げまして、事業者と総務省で協力をして、周知・広報に取り組み、この時期までに解消を図る、そういった目標時期として掲げるものでございます。

なお、下で(3)と書いておりますが、3Gのみの契約につきましては、不適合状態の解消となりますと、各社3Gサービスの受付が終了しておりますので、4G契約等への移行となるかと存じますけれども、こうしたときには端末の買い替え、SIMカードの交換が必要になるなど、利用者への影響が大きいところがありますので、これにつきましては令和5年に限らず、各社のサービス終了時期までに解消を図ることが適当ではないかと考えているところでございます。

上記の目標時期の設定を踏まえまして、下の緑色の見出しでございます。既往契約の更新に係る特例の廃止でございますけれども、省令を改正し、既往契約の更新に係る特例を令和5年末で廃止する旨、今回はまずその方針を規定したいと考えてございます。今回の方針を規定いたしまして、今後2年間、状況を見定めた上で、また2年後、この廃止のための省令改正を別途行うことを考えてございます。

矢印のとおり、その廃止を行った暁には、令和6年移行は同一条件での更新が不可になり、その廃止以降の更新の機会に適合契約に移行することが必要となってくるものでございます。

なお、その下に「ただし」と書いてございますけれども、元から契約期間、更新条件のない既往契約につきましては、更新の機会、適合契約への移行機会がないものですので、制度的に解消を強制することは困難と考えておりますけれども、こちらにつきましても全体的な既往契約の解消と併せて、事業者において解消を図っていただくことが望ましいと考えているところでございます。

では、次のページにお進みいただければと思います。右肩8ページでございます。

既往契約の「変更」の範囲の拡大でございますけれども、青見出しのとおり、この令和5年末の間までも、できる限り早期に改正法の趣旨に沿った環境、囲い込みがなく公

正な競争が働く環境に近づけるために、何らかの取組を促進することが適当ではないかと考えてございます。

そのための制度的措置としまして、緑色の見出しのとおり、既往契約の変更を可能とするための制度的措置を考えているところでございます。この方針を踏まえて、事業者が自主的に既往契約における不適合拘束条件、囲い込みの要件を個別に適合させることができるように規制緩和を行う、具体的には、この不適合拘束条件を適合させるだけの變更に限って、既往契約の変更を新たに認めることを考えてございまして、それを省令上規定したいと考えてございます。

具体的には下の表で整理をしてございますけれども、例えばある既往契約につきまして、1から3という提供条件があったといたします。1番については丸なり三角なりで既に適合している条件、2が例えば違約金9,500円など不適合、バツの条件、3が継続利用割引で上限を超えているなど、また別の不適合、バツの条件があったといたします。

現行制度上で出来ますのは、この①の不適合拘束条件の全部解消でございます。バツとなっている部分を全て丸にするといった変更は現状も可能でございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、変更原則禁止の観点から、②の不適合拘束条件の一部解消のところ、例えば違約金9,500円だけをバツから丸にする、上限内に収めるという変更につきましては、今の制度上はできないとなっておりますけれども、ここを規制緩和して可能にするを考えているところでございます。

ただし、下の③、④にありますように、バツを丸にする以外の変更、例えば既に適合している1の丸という条件を別の三角という条件にする変更につきましては、今回は不適合拘束条件を直すものだけを認める趣旨でございますので、引き続き認めないことを考えてございます。

表の欄外に「ただし」とお書きしてございますけれども、今申し上げたような不適合拘束条件を適合させるだけの変更であったとしましても、以下のような変更につきましては不可とすることを考えてございます。具体的には、他の不適合拘束条件を残したまま契約の更新の機会をなくすものは、省令上禁止することを考えてございます。また、規律の潜脱につながる形で継続利用割引を実質的に存続させるものは、ガイドライン上で、不可であることを明確化したいと考えてございます。

次のページを御覧いただければと思います。右肩9ページでございます。

今後、違約金の撤廃が主な変更となってくるかと存じますので、そういった変更を行ったときに制度上どう考えるかを整理した表でございますけれども、今回の御説明で具体的に関連いたしますのは、真ん中の列の3、4、5段目となります。

例えばですけれども、左下の具体例を御覧いただければと思いますが、既往契約について契約期間が2年、違約金が約9,500円、料金が月6,000円で、継続利用割引は1,500円利いており、実質月4,500円で使っているものがあったといたしまして、この場合、それぞれ違約金と契約利用割引について、上限を超えている状態になってございます。

今回可能にいたしますのは、真ん中の列の上から3段目でございますけれども、この違約金の部分のみまず適合させる、一方で、継続利用割引の上限を超えているものはそのまま置いておくという変更でございます。

これにつきましては、まさに利用者に不利に働いている、違約金という囲い込みの条件だけでもまず直す形になってございますので、今まで右側の考え方とおおり、認められていなかった、バツでございましたけれども、これを今回、丸にすることを考えているところでございます。

一方で、その下の4段目でございますけれども、例えば違約金をなくすこととあわせて、継続利用割引は残すけれども、契約期間（更新）の条件を撤廃する変更でございます。これにつきましては右側の考え方とおおり、不適合拘束条件を適合させる機会である更新の機会が失われることになるかと思えます。そういたしますと、例えば特例を撤廃いたしました後におきましても、更新という不適合拘束条件を適合させる機会が訪れないことになる、そういった状況を後からつくり出せることとなりますので、こうした変更につきましては不可とすることを考えているものでございます。

その下の5段目でございます。違約金も契約期間も継続利用割引も、不適合なものを全部適合させるといった変更を行いつつ、一方で継続利用割引として1,500円引いていた分を月額料金からそのまま値下げをする変更が考えられるかと存じますけれども、こういったものにつきましては右側の考え方とおおり、不適合拘束条件を実質的に存続させる変更であるかと存じます。

そういたしますと、例えば過度な継続利用割引が利いていた契約について、こうした変更を可能とすることといたしますと、場合によっては現行の適合プランでは実現できない料金水準を既往契約の利用者にのみ提供することが可能になることもあり得るか

存じますので、こういったものは不可であることを明確化したいと考えてございます。

1 ページお進みいただければと思います。右肩 10 ページでございます。

説明が長くなりまして恐縮でございますけれども、これが今回の主な改正部分をお示ししたものでございます。左側に改正案とございますとおり、既往契約の変更・更新の特例につきましては、令和元年 9 月 6 日に公布された電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の附則で置いてございます。

今回、主な改正部分としましては、まずこの変更のパターンを広げるところがございまして、赤字、青字としているところがその変更部分を拡大する改正内容でございます。

具体的には、まず赤字の部分でございます。新施行規則第 22 条の 2 の 17 各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更とございますけれども、これは右側を御覧いただければと思いますが、この第 22 条の 2 の 17 各号が不当な囲い込みにあたる条件を定めているものでして、それに該当する条件、不適合拘束条件を適合させるために行う変更を新たに認めることをここで書いてございます。

一方で、条文上その後に括弧をつけて、こうしたものを除く、と書いてございますけれども、まず濃い青色の部分は、右側を御覧いただければと思いますが、これは先ほど申し上げた、他の不適合拘束条件を残したまま既往契約の更新の機会をなくす変更、契約期間（更新）の条件を撤廃する変更については認めないことをここで書いています。

その後の薄い青色部分でございますけれども、これにつきましては今申し上げたパターンの他、行き過ぎた囲い込みの禁止の趣旨に反する潜脱的な変更が行われることを防止するために規定をしております。

もし今後他に不適切な変更がありましたら、この規定に基づいて、ガイドラインで、こうした変更は不可である、という考え方を明確化していくことを考えているものでございます。

一番下でございます。緑色の部分でございますけれども、こちらが先ほど [2] として申し上げた、既往契約全体の解消目標時期の関係でございます。

先ほど掲げた令和 5 年末の目標を踏まえまして、この第 1 項の規定のうち既往契約の更新に係る特例の部分につきましては、令和 6 年 1 月 1 日までに廃止をする方針を規定するものです。要するに令和 5 年末をもってこの特例をなくすと、今回はその方針をまず定めるものでございます。廃止のための省令改正はまた 2 年後になるかと存じますけれ

ども、別途実施する形を考えているところでございます。

下に黒字の米印で小さく書いている部分がございますけれども、今申し上げた〔3〕の関係の変更の範囲を広げる改正事項につきましては、施行規則本則の第22条の2の14で、施行日以降にこの規律の対象となる指定を受けた事業者が、その指定日以前に抱えている契約の扱いにつきまして、既往契約と同様に変更・更新の特例を置いているところがございます。それにつきましても、同じように変更のパターンを広げる改正を行う、そういったことをお示ししているものでございます。

最後に、もう1ページ御覧いただければと思います。右肩11ページでございますけれども、こちらにつきましては今回の主な改正内容とは直接関連するものではございませんが、今申し上げた施行規則の第22条の2の14につきまして、この読替え後の規定を規律の趣旨に沿った適切な表現となるように技術的修正を行いたい、そのための省令改正を行いたいと考えてございます。

具体的には、上の段、現行の右側を御覧いただければと思いますが、この施行規則第22条の2の14の第2項で、先ほど申し上げた施行日以降に規律の対象として指定を受けた事業者が指定日以前に抱えている契約の扱いについて、既往契約と同様に変更・更新の特例を置いております。

その下の第3項に基づきまして、この規定を届出媒介等業務受託者、いわゆる代理店が変更・更新の契約を媒介する際についても準用することを書いてございまして、これに基づいて、色がついている主語の部分を青字の事業者から、左側の読替え後のおり緑色部分の届出媒介等業務受託者と置き換えまして、その他必要な部分につきまして、下線を引いておりますとおりの読替えを行う規定となっておりますけれども、今般の改正と併せまして精査をいたしましたところ、欄外の矢印のおり、通信役務の契約主体は電気通信事業者であるところ、左側の読替えの規定をそのまま今読みますと、届出媒介等業務受託者が締結している契約とも読めてしまう、解釈されてしまう可能性があると考えてございます。

これを踏まえまして、下の段の改正後とございますけれども、右側の読替え前で、今回の変更の範囲を広げる改正と併せまして、下の読替えの規定に黄色い部分を追記したいと考えてございます。

これによりまして、左側の読替え後の赤字の部分がございまして、この届出媒介等業務受託者が媒介をするのは電気通信事業者が締結をしている契約であるということ

を、はっきり分かるように表現を適正化することを考えているところでございます。

駆け足でございますが、次の12ページにつきましては、冒頭から申し上げてきた説明内容を一覧表にしたものでございますので、参考として御覧いただければと思います。

そのページ以降につきましては、縦書きで具体的な省令案をお示ししているものでございます。

説明としては以上になります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○三友部会長 大変大部な御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

特に御発言のお申出がございませんので、それでは本件につきまして、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして諮問された内容を報道発表する他、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、11月20日土曜日から12月20日月曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 それではその旨、決定することといたします。どうもありがとうございました。

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について【諮問第3145号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3145号、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について、総務省から説明をお願いいたします。

○河合料金サービス課課長補佐 総務省より御説明させていただきます。資料117-3を御覧ください。本件は題目にございますとおり、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正をお諮りさせていただくものでございます。下側のページ番号1ページが諮問書でございます。

その具体的な内容につきまして、下側のページ番号2ページからの概要資料により、御説明させていただきます。



資料右肩1ページを御覧ください。こちらで主な改正の概要を御説明してございます。

上側の四角枠囲いでございますが、第一種指定電気通信設備のうち、交換機能等に係る接続料の算定につきましては、現在依然として相応のトラヒックや契約が存在していることから、その非効率性を排除することなどを目的といたしまして、長期増分費用方式（LRIC方式）を適用しているところでございます。

今回の諮問は、令和4年度以降のLRIC方式に基づく接続料の算定等につきまして、所要の規定を整備するものでございます。具体的には下側に書いてございますとおり、3つの省令にまたがる形で①から⑥のとおりの内容を改正させていただきたいということで、この後、順番に御説明させていただきたいと思っております。

施行日でございますが、公布日に施行いたします一部分を除きまして、令和4年4月1日から施行することとしてございます。

2ページを御覧ください。こちらでLRIC方式に基づく接続料算定の運用等を御説明してございます。

右側でございますが、大きく2つのフェーズに分けて運用してございます。まず上側でございますが、LRICモデルの策定及びその適用の決定においては、おおむね2、3年ごとにLRICモデルの策定・見直しを行い、また、策定をしたLRICモデル等を用いた接続料算定の在り方を決定いたします。

その後、下側でございますが、決定された算定の在り方に基づき、各年度LRICモデルに入力する入力値を見直し、それに基づいて最終的に接続約款の変更認可の手続を取る形で運用をしているところでございます。

今回、諮問させていただいております内容は、このうち赤字でお示ししている部分に係る省令等を整備しようとするものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。今回の改正諮問に至るまでの経緯を御説明してございます。

下側の線表を御覧いただければと思いますが、本件については令和元年度から令和2年度にかけて、長期増分費用モデル研究会におきまして、まず第9次IP-LRICモデルの策定を行ってまいりました。

策定されたモデルを踏まえて情報通信審議会に諮問させていただき、令和2年から今年9月まで、令和4年度以降の加入電話接続料の算定方法等について御審議をいただき、今年9月に最終答申をいただいたところでございます。

本日の諮問は、一番下の行でございますが、この情報通信審議会の最終答申を踏まえまして、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正について諮問させていただく位置づけでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。先ほど申しました本件改正の内容①から⑥について順番に御説明させていただきます。

まず① I P 網への移行に伴う機能や接続料算定方法に係る規定の追加等についての内容でございます。本ページの下方に御参考といたしまして、固定電話網の I P 網への移行スケジュールと移行の前後における設備構成、接続形態をお示ししておりますので、適宜こちらも御参照いただければと思います。

まず、1つ目の四角でございますが、I P 網への移行に伴い設置される加入者交換機を転用するメタル収容装置等、新たな装置等に係る機能を定義いたしまして、L R I C 方式による接続料算定の対象といたします。

その上で、2つ目の四角でございますが、I P 網への移行後の網構成を反映した第9次 I P - L R I C モデルによる接続料の算定等を新たに規定いたします。

その他、3つ目、4つ目の四角でございますが、トランクポート等の機能に係る接続料の設定単位の見直しを行うとともに、I P 網移行後のメタル I P 電話に係る通信量等の記録方法についても規定をいたします。

5ページにお進みください。②といたしまして、I P 網への移行期間中、具体的には令和4年度から令和6年12月まででございますが、この期間中の接続料の算定方法について規定するものでございます。

1つ目の四角でございますとおり、接続ルート切替前後の加入電話・メタル I P 電話の発着信に係る機能を単一の法定機能として規定いたしまして、その接続料の算定方法を規定いたします。

具体的には2つ目の四角、チェックのところに書いておりますが、接続ルート切替前の負担額と接続ルート切替後の負担額を I P 網へのトラヒックの移行割合により加重平均することで、当該接続料を算定することといたします。

また、その算定に当たり、接続ルート切替前の負担額の算定には P S T N - L R I C モデルを用い、接続ルート切替後の負担額の算定には I P - L R I C モデルを用いることを規定いたします。

6ページにただ今ご説明したことを概念的に書いてございますが、上側の破線枠内い

の中に、この加重平均をとるイメージを数式でお示ししてございます。

特に、注記3の箇所、この加重平均をとる際の接続ルート切替前後のトラヒック割合でございますが、こちらにつきましては、IP網への移行スケジュールに関してNTT東西から総務省に対して報告を定期的に求めておりますところ、その報告内容に基づいて総務省において算定した値として、下に書いてございますとおり、接続ルート切替後のトラヒック割合といたしまして、令和4年度の9%から令和6年の7.7%までを算定し、これらを規定しようとしているものでございます。

7ページにお進みください。③といたしまして、接続料算定に用いる入力値の扱いについての規定でございます。

下側に書いてございますが、LRICモデル研究会での検討結果を踏まえまして、今般、LRICモデルに入力する入力値を、令和4年度の接続料算定に必要な値に見直します。

続いて④でございます。NTSコストの扱いといたしまして、き線点RT-GC間伝送路コストについては、NTSコストではございますが、接続料原価へ全額算入する現状の扱いを継続し、令和4年度以降もこの扱いを取ることを規定いたします。

続いて⑤でございます。接続料算定に用いる通信量の扱いにつきましても現状の扱いを継続することとし、前年度下期と当年度上期の1年間の通信量を使用することを規定いたします。併せて一番下の四角でございますが、IP網への移行期間中の通信量の記録方法についても規定をいたします。

8ページでございます。⑥東西均一接続料の扱いといたしまして、令和4年度以降につきましても現状の取扱いを継続し、NTT東日本・西日本の加入電話の接続料については均一化する扱いをとることについて規定をいたします。

これに伴いまして、2つ目の四角でございますが、NTT東日本からNTT西日本に対しての金銭の交付についての措置の期限を延長することについても規定することとしてございます。

9ページを御覧ください。今後の想定スケジュールについて御説明してございます。一番上の行でございますが、本日、省令等の改正案について諮問させていただきました。この後、御審議いただきまして、進めてもよいということでしたら、パブリックコメントに付していただきまして、来年1月中旬に改めて御審議をいただき、答申を頂戴したいと考えてございます。

仮に答申で改正が適当とお認めいただけましたら、速やかに省令公布等を行いまして、その後、一番下側に参考として挙げている破線内でございますが、NTT東西から改正省令に基づく接続約款の変更認可申請を受け、改めてこちらの情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問させていただき、NTT東西の認可申請内容が適当ということでございましたら、その接続約款の変更を認可するというところで進めてまいりたいと考えているところでございます。

資料進んでいただき、右肩13ページと書いてあるページまでは、先ほど御説明をいたしました、本年9月に情報通信審議会からいただきました最終答申の関連箇所を抜粋したものでございますので、適宜御参照いただければと思います。

その後の資料で縦書きとなっている部分が改正省令の本文でございます、その内容についてこれまで概要を御説明させていただいたところでございます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○三友部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

それでは佐藤部会長代理、よろしくお願いたします。

○佐藤部会長代理 説明された内容に関しては適当だと思いますので、これで結構だと思います。長期増分費用モデルが少し分かりにくいので、整理しながらコメントだけさせていただきます。

長期増分費用モデルは、やはりモデルの開発、インプットデータの更新等、大変な作業が求められる政策ツールだと思っています。他方、有効な政策ツールであり、非効率性を排除したコストを算定する、あるいはそのプロセスを通じてデータやネットワークについて必要な情報や知見が得られるものであります。これからPSTNからIPのモデルに移っていくわけですけれども、政策決定の有効なツールとして、引き続きモデルの更新や精査に尽力いただきたいと思います。

○三友部会長 ありがとうございます。今いただいたコメントについて何か総務省からございますでしょうか。

○河合料金サービス課課長補佐 御指摘いただきましたとおり、LRICモデルは非効率性を排除するため、また、透明性等を確保するため、非常に有用な方法であると考え

てございます。

今般、新たに接続料規則の中に第9次IP-LRICモデルを導入していくことをお諮りしておりますが、総務省といたしましては、今後も必要に応じてモデルの更改を重ねる等して、引き続き、LRICモデルも含めた形で接続料の適正な算定を行えるように努めてまいりたいと考えております。

○三友部会長 どうもありがとうございました。佐藤部会長代理、よろしいでしょうか。

○佐藤部会長代理 結構です。ありがとうございました。

○三友部会長 どうもありがとうございます。その他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にコメントがないようでございますので、それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして諮問された内容を報道発表する他、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、本件は意見招請を経た情報通信審議会の答申に基づく改正であること、本件の改正を踏まえた接続約款が来年度速やかに適用されることが接続事業者にとって望ましいことから意見招請は1回とし、期間は明日11月20日（土）から12月20日（月）までといたします。

その後、提出された意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討いただいた上で最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長 ありがとうございます。それでは1回の意見招請で今回は進めるということで御理解いただきましたので、その方向で進めたいと思います。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について【諮問第3146号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3146号、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○片桐消費者行政第一課長 消費者行政第一課長の片桐でございます。よろしく願いいたします。

では、1ページおめくりください。諮問書でございます。こちらは消費者保護ルール

の在り方に関する検討会の報告書を踏まえまして、電気通信事業法の施行規則を改正する必要が生じたことから、こちらについて諮問させていただくものでございます。

具体的には3ページ以降で御説明をさせていただければと思います。まず3ページを御覧ください。検討の経緯でございます。

消費者保護ルールの在り方に関する検討会を昨年の6月より開始しておりまして、今年9月にその報告書を取りまとめたところでございます。具体的な検討内容につきましては右側にありますけれども、このうち赤い四角で囲っている部分が省令改正に関するものでございますので、これについて次のページ以降で詳しく説明させていただきたいと思っております。

4ページを御覧ください。こちらは報告書の提言のポイントでございます。

まず電話勧誘における課題ということで、特にF T T Hサービスについて以前より苦情が高止まりしておりました。これを抜本的に解決する観点から、電話勧誘による契約に関しまして、利用者が電話での説明を求める場合を除いて、説明書面を交付の上で契約前の提供条件の説明を行うことを義務化することが適当とされたものでございます。

またその際、規制の潜脱を防ぐ観点から、この求める理由が、例えば「今この場で申し込めば安くします」といった書面交付を求めないことを条件とした利益提供である場合ですとか、あるいは電話による方法の利点のみ説明をして、書面交付の利点については説明がないといった電気通信事業者等の誘導に起因すると考えられるものについては、認めるべきではないとされたものでございます。

2点目がウィズコロナ時代における利用者対応の在り方です。新型コロナウイルスの感染拡大の中で店舗の営業体制の縮小、電話による問合せ等が増加したことなどを背景といたしまして、利用者が望む時期にサービスを解約できないとした苦情相談が多数生じたところでございます。

これに対応するために、今般、電気通信事業者に対しまして特段の合理的な事情がある場合を除いて、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じなければならないことを義務化することが適当とされたものでございます。

最後に、期間拘束契約の在り方でございます。期間拘束契約については、利用者が契約しているサービスの品質に満足できないといった理由により解約したいと考えても、高額な違約金の存在により解約できずトラブルに至る、こうしたケースが生じているところでございます。これに対応するために、期間拘束契約につきまして、違約金の上限

を1か月分のサービス利用料相当額とするルールの見直しを行うことが適当とされました。

ただし、工事費など他に転用できない設備に関する費用につきましては、違約金とは別個に求償できることとすることに一定の合理性があると認められたので、スイッチング円滑化の観点も踏まえて求償できる合理的な範囲をルール化することが適当とされたものでございます。

このような報告書の提言に基づきまして、具体的な制度案は次のページ以降でございます。通し番号の5ページを御覧ください。

こちらが電話勧誘における説明書面を用いた提供条件説明の義務化についてでございます。条文につきましては、今御説明を差し上げました提言の報告書のポイントを条文という形に落とし込んだものでございます。

ここでのポイントは、右側の規定の趣旨の2つ目の四角でございます。こういったときに求めたと言えるかでございますが、これについては事業者が書面交付による方法と代替的な説明方法の両方を提示した上で、利用者が代替的な説明方法を選択したといった状況であることが必要だと考えてございます。このような考え方につきましては、同時に改正を予定しておりますガイドラインにおいて明記したいと考えてございます。

続いて通し番号6ページを御覧ください。こちらは利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化でございます。電気通信事業法第27条の2第4号では、総務省令におきまして利用者の利益を保護するために禁止すべき行為を規定できることとなっておりますので、ここに新しい規定を追加するというものでございます。この規定内容も先ほど申しました報告書の提言内容を条文化したものでございますが、ポイントは2点ございます。

1点目が、規定の趣旨の上の囲み部分でございます。何が「やむを得ない事由」かでございますが、これは災害とかシステムトラブルといたしました予見し難い突発的な事象が発生した場合を想定してございます。したがって、予見できるような事象、例えば月末は通常時と比べて解約の申出が増加することについては、基本的に「やむを得ない」とは言えないと考えてございます。

2点目が、遅滞なく解除できるようにするための適切な措置についてでございます。こちらは基本的にはウェブで解約できるようにすることを想定しております。ただ、その他の方法としましても、例えばオペレーターを十分に配置して、電話により遅滞なく

解約できるようにすることもあろうかと思えます。

この場合、十分か否かが非常に重要でございまして、その判断基準は「利用者が契約  
手続を行う場合と比較して、同等に遅滞なく手続を行うことができるか否か」であると  
考えてございます。この他にも解約の予約を行うことも考えられるかと思えます。また、  
利用者の意に反して解約を遅延させる行為は基本的に本規定に違反することになります。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらが期間拘束契約に係る違約金等に関する  
制限の規定でございまして、こちらも先ほどと同様に禁止行為に新たに追加するもので  
ございまして、基本的な構造としましては、解約時に請求できる金額をイからトに限定列  
挙しているものでございまして、これを超える金額を請求することを禁止する形にして  
おります。

それぞれ御説明をさせていただきます。まずイでございまして、こちらは対価に相当  
する額で、基本的には未払いのサービス利用料を想定しているものでございまして、

ロは違約金でございまして、一月当たりの料金に相当する額としております。この一  
月当たりの料金とは違約金が設定されているサービスの月額料金を想定しておりまして、  
違約金と関係ない料金につきましては含まれないものでございまして、また、この月額料  
金には期間限定割引、例えば当初半年間は無料といったものは考慮しませんが、期間を  
通じて適用される割引、例えばセット割ですとか学割は考慮することとしております。

続いて8ページを御覧ください。ハでございまして、こちらは固定インターネット接続  
サービスの開設工事費をイメージしてございまして、この条文案の1行目に工事費を請求  
できる設備として告示に別途指定することとしておりますけれども、ここは引込線から  
ONUまでの設備を想定してございまして、

この求償範囲でございまして、規定の趣旨の下での囲み部分を御覧ください。これ  
は契約期間に応じて低減した額とすることを考えてございまして、例えば24か月契約  
を3か月目に解約した場合、初月に解約した場合はフルに取れるようにしたいと思っ  
ておりますので、3か月目に解約した場合は、工事費のうち、24引く2を24で割った  
分だけ請求可能にするものでございまして、したがって、25か月目以降は工事費を  
請求することができないこととなります。

ただ、契約によりましては拘束期間を設定しないものとすとか、拘束期間が2年未満  
のものもあろうかと思えます。その場合には、24か月契約とみなした額まで求償可能  
としております。



続いてニでございます。こちらは撤去費でございますが、通常撤去費は撤去時に全額を請求することがよく行われておりますけれども、それを認めますとスイッチングの阻害要因になりますため、今般、利用者の求めにより撤去する場合を除きまして、開設工事費と同様に契約期間に応じて低減させる形にしております。

続いて、9ページでございます。ホというのは、今申しました利用者の求めに応じて行うものでございます。こちらは事業者の側でコントロールできないので、例外的に工事が行われた時点で利用者に全額を求償できるようにするものでございます。

へは除却費でございます。他に転用できない設備の除却損についても、撤去費や開設工事費と同様な考え方によりまして利用者に求償できるようにする趣旨でございます。

最後、トでございます。こちらはモデムやONU、Wi-Fiルーター、あるいはストラップや説明書といったレンタル品についての使用料でございます。仮にこういったものが壊されたり、あるいは返ってこない場合については再調達価額まで求償することができるとしてございます。

続きまして10ページを御覧ください。こちらは準用等でございます。まず上の条文でございますけれども、もともと禁止行為は電気通信事業者に対して適用されるものでございます。このため、販売代理店の行為においても適用できるようにしたものでございます。

続いて、提供条件の説明でございます。こちらは先ほどレンタル品については再調達価額まで請求することが可能と申し上げました。ただ、それがどれくらいなのかは契約時に利用者に対して明示することが適切だと考えられますので、提供条件の説明事項としてこれを追記するものでございます。

続いて11ページを御覧ください。こちらは今回の改正内容が、消費者保護ルールを強化するものでございますので、これに合わせて対象範囲も適正化しようとするものでございます。具体的には「個人である利用者と専らその営業として締結する契約」につきましては、法人契約の一類型としまして消費者保護ルールの適用外にしたいというものでございます。

どのようなケースを想定しているかといいますと、右側の規定の趣旨を御覧いただきたいのですが、例えば電気通信事業者と賃貸マンションのオーナーとの間で入居者向けのFTTHサービスを契約するといったケースでございます。こうしたものは個人が専ら商材の一部として電気通信役務を契約するものでございまして、これに消費者保護ル

ールを適用する意義は乏しいので、適用除外としたいと考えております。

続いて12ページを御覧ください。施行時期でございます。本改正案については、新規則は令和4年7月1日から施行させたいと思っております。これは、事業者が改正省令に適合させるためのシステム整備等を行うには一定の期間が必要だと考えられることから、準備期間を設けるものでございます。

また、本規定でございますが、MNO等に対する違約金等に係る規制同様に、既往契約の範囲内での契約変更ですとか、既往契約を更新する契約については当分の間、違約金に係る制限の規定を適用しないこととしたいと考えてございます。と言いますのも、違約金の上限を決めますと、場合によっては利用者料金を値上げする可能性があるかと思っております。これによりまして、利用者に不測の不利益が生じる可能性が否定できないことがございますので、まずは新規契約のみに適用しまして、既存契約の更新契約等への適用は新制度の施行の状況を踏まえつつ、またMNO等に対する規定の状況も見ながら今後検討したいと考えているものでございます。

次のページ以降が実際に改正する条文案でございます。

また、19ページ以降が、先ほど少し申しましたガイドラインの改正案でございます。こちらは諮問事項ではありませんので、参考としてつけさせていただきました。

さらに最後のページでございます。これも諮問事項ではないので、参考としてつけさせていただいたのですが、告示案になります。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

山下委員、お願いいたします。

○山下委員　　御説明ありがとうございました。一つ確認のために教えていただきたいことがあります。それは右肩9ページと10ページに関わることですが、いわゆる貸与されたものです。

これは第22条の2の13の2第2号トのところと、それから第22条の2の3第1項第8号ハに当たることだと思うのですが、貸与されたものが破損とか、返却されない場合とかは再調達額を請求することができることになっているのですが、例えばその再調達額は同じものの新品の価格なのかということですが。

何故そう思ったかという、それ以外のものは非常に長い間に減価することを組み入れて、例えば24か月を上限にしてだんだん減らしていくことが書かれていたので、貸与物品についてはそうではなく、新品の調達価格となっているのかどうかをお尋ねしたいと思いました。

以上です。

○片桐消費者行政第一課長 御質問ありがとうございます。まずお答えは、おっしゃるとおり新品の価格になります。その趣旨は、貸与されたものについては返却することが基本です。仮に返却されなかった場合、事業者は新しく調達する必要があるのですが、このときに減価償却を考慮した形でしか求償できないとなると、事業者にとって酷ではないかと考えたというものです。

ただ、これは、あくまでも上限額でございます。事業者において利用者の負担を考慮しつつ、減価償却を考慮した額を請求することも可能でございますので、そこはまずは事業者にお任せしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○山下委員 承知しました。趣旨も分かりました。ありがとうございます。

○三友部会長 よろしいでしょうか。

その他、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 1点確認ですが、右肩の10ページ、通しだと12ページの施行時期の下のところにありました既往契約の範囲内での契約変更ですけれども、MNOに対する規定では消費者が有利になるようなところに関しては契約変更を認める動きだと思うのですが、こちらはMNOの改定の状況を見て、将来改定の可能性はあるけれども、今回は現行のものを踏襲するという理解でよろしいでしょうか。

○片桐消費者行政第一課長 御質問ありがとうございます。ここの書きぶりというのは、MNOに対する規定の現行の書きぶりをそのまま踏襲した形でございます。

MNOの規定との大きな差異は、本改正規定は違約金等のみを規制するもので、消費者に有利となるような長期割引を対象にしたものではないというところでございます。

そのため、MNOに係る改正と必ずしも全く同様にはならないと考えております。いずれにしても今の書きぶりはMNOの現行の規定をそのまま踏襲したものでございます。

お答えになっていますでしょうか。

○藤井委員 はい、承知しました。ありがとうございます。

○三友部会長　　ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、総務省から改正案の内容等につきまして報道発表する他、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、提出された意見を踏まえ、総務省で検討いただいた上で当部会として答申をまとめることにしてはいかがかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございました。それではその旨、決定することといたします。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

○三友部会長　　この機会に皆様から御意見、あるいは何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。まず、西村委員につきましては、14時7分以降再入室いただきましたので、御報告させていただきます。

また、次回の電気通信事業部会ですが、また別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしく願いいたします。

以上です。

○三友部会長　　ありがとうございました。

それでは、以上で本日の会議は終了いたします。皆様、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

閉　　会